（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

第十八条の七の二　特定有価証券に係る令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等振替法第百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（同条に規定する振替社債、社債等振替法第百十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する振替社債、社債等振替法第百十八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する振替特定社債又は社債等振替法第百十六条に規定する振替投資法人債の性質を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「短期外債」という。）とする。

［一～四　略］

（発行登録通知書の記載内容等）

第十八条の八　［略］

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　［略］

二　外国投資証券の発行者　次に掲げる書類

イ　前号に定める書類

［ロ・ハ　略］

三　［略］

四　特定外国資産流動化証券の発行者　次に掲げる書類

イ　前号に定める書類

ロ　［略］

五　特定有価証券信託受益証券の発行者　当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ当該各号に定める書類

六　特定預託証券の発行者　当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ当該各号に定める書類

［3～5　略］

（発行登録追補書類の添付書類）

第十八条の九　特定有価証券に係る法第二十三条の八第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）とする。

一　第二十一号様式により作成した発行登録追補書類　次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　当該特定有価証券が特定電子記録移転権利である場合であって、当該特定電子記録移転権利の仕組み、調達資金の使途、調達資金を充てて行う事業の内容その他の当該特定電子記録移転権利の概要を記載した書面（目論見書を除く。）を当該特定電子記録移転権利の募集又は売出しに使用しようとするときは、当該書面

二　第二十二号様式により作成した発行登録追補書類　次に掲げる書類

イ　前号イ、ロ及びニに掲げる書類

［ロ～ホ　略］

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

第十八条の七の二　特定有価証券に係る令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等振替法第百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（同条に規定する振替社債、社債等振替法第百十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する振替社債、社債等振替法第百十八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する振替特定社債又は社債等振替法第百十六条に規定する振替投資法人債の性質を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（以下「短期外債」という。）とする。

［一～四　同上］

（発行登録通知書の記載内容等）

第十八条の八　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　前号イ及びロに掲げる書類

［ロ・ハ　同上］

三　［同上］

四　［同上］

イ　前号イ及びロに掲げる書類

ロ　［同上］

五　特定有価証券信託受益証券の発行者　当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類

六　特定預託証券の発行者　当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類

［3～5　同上］

（発行登録追補書類の添付書類）

第十八条の九　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

二　［同上］

イ　前号イ及びロに掲げる書類

［ロ～ホ　同上］